

人事院会議議事録

会議日

令和8年3月19日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹事) 佐々木事務総長、荒竹総括審議官
(説明員) (職員福祉局)
小川補償課長

議題

人事院規則16-0 (職員の災害補償) 等の改正

議事の概要

- 議題「人事院規則16-0 (職員の災害補償) 等の改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

令和8年3月19日
職員福祉局

I 補償事務主任者を置く組織区分の指定の見直し

- 人事院規則16-0（職員の災害補償）の一部改正
 - ✓ 実施機関における補償事務主任者の配置に当たって、人事院への事前報告及び人事院による組織区分の指定制度を廃止
 - ✓ 過労死等防止大綱で求める公務災害に関する相談窓口の周知を義務化

II 葬祭補償の支給額の改正

- 人事院規則16-0（職員の災害補償）の一部改正
 - ✓ 労災保険法における同種給付の改定を踏まえ、葬祭補償のうち定額で支給する部分を増額

III 特別公務災害の対象範囲の見直し

- 人事院規則16-0（職員の災害補償）の一部改正
 - ✓ 少年院又は少年鑑別所の職員、税関又は沖縄地区税関に所属する職員、地方整備局に所属し港湾及び航路の管理等に従事する職員を特別公務災害の対象に追加
 - ✓ 麻薬取締官の職務に係る規定の整備

IV 奨学援護金の支給額等の改正

- 人事院規則16-3（災害を受けた職員の福祉事業）の一部改正
 - ✓ 奨学援護金の支給額を増額
 - ✓ 学校教育法の改正に伴う規定の整備

（参考）上記改正に関連する人事院公示の整備

- 権限委任公示（昭和58年人事院公示第4号）
 - ✓ 人事院規則16-0の改正に伴う規定の整備（I）

公布:令和8年3月31日
施行:令和8年4月1日
ただし、IIについては、労災保険法施行規則の一部改正規則の公布日以降とし、令和8年4月1日から適用する。

国家公務員災害補償制度に係る人事院規則等の一部改正について

I 補償事務主任者を置く組織区分の指定の見直し<人事院規則16—0の一部改正>

- 制度の簡素化及び負担軽減の観点から、実施機関における補償事務主任者の配置に当たって、指定済みの組織区分の改廃等があった場合にその都度行うことを義務付けている人事院への事前報告を廃止するとともに、人事院による組織区分の指定制度を廃止する。
- 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成27年7月24日閣議決定)において求められている公務災害に関する相談窓口の周知を法令上義務化[※]する。 ※ 現在は補償課長通知により、実施機関に対し相談窓口の周知を求めている。

II 葬祭補償の支給額の改正<人事院規則16—0の一部改正>

- 労災保険法における葬祭料の定額部分の増額を踏まえ、国家公務員災害補償法における葬祭補償の定額部分を増額する。

315,000円+平均給与額の30日分の額 → 330,000円+平均給与額の30日分
(+15,000円)

III 特別公務災害の対象範囲の見直し<人事院規則16—0の一部改正>

- 実施機関からの要望等を踏まえ、以下の職員・職務を特別公務災害[※]の対象に追加する。

※ 生命、身体に対する高度の危険が予測される状況下においてもその危険を顧みず職務に従事し災害にあった職員に対し、通常の災害補償よりも厚く補償を行う仕組み。

職員	職務
少年院又は少年鑑別所の職員	在院者等の看守又は護送
税関又は沖縄地区税関の職員	関税に関する法令等に関する犯則事件の調査
地方整備局に所属し、港湾及び航路の管理等に従事する職員	1 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した場合における港湾又は航路の応急作業 2 天災、危険物の爆発その他の異常事態の発生時における海洋の汚染の防除

- 指定済の麻薬取締官の対象職務について、同官が司法警察員として従事することとされている職務が網羅されるよう、規定振りを整備する。

IV 奨学援護金の支給額等の改正<人事院規則16—3の一部改正>

- 学校種別ごとの実際の教育費の実態に応じた支給額となるよう、支給額改定の算定に用いる援助割合を見直すこととし、以下の区分に係る奨学援護金等の支給額を増額する。

幼稚園	8,000円	➔	13,000円
中学校	21,000円		26,000円
高校	20,000円		33,000円

(参考:改定なし)

小学校	16,000円
大学	39,000円

- 学校教育法の改正により専修学校に専攻科(大学相当である特定専門課程の修了者等を対象としたもの)が新設されることに伴い、奨学援護金の支給対象として同科に在学する者を追加するとともに、同科に在学する者の支給額を大学に在学する者と同額に設定する。

(参考) 上記改正に関連する人事院公示の整備

● 昭和58年人事院公示第4号(権限委任公示)

次の事項について、人事院の権限を事務総長へ委任する規定を整備する。

- 人事院規則16—0第8条第1項に定める人事院が指定する組織区分について定める規定を削除する。

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）に基づき、人事院規則一六―〇（職員
員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年三月三十一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一六―〇―八〇

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲
げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(補償事務主任者)</p> <p>第八条 実施機関の長は、補償及び福祉事業の円滑な実施の観点から内部組織の構成等を勘案し</p>	<p>(補償事務主任者)</p> <p>第八条 実施機関の長は、人事院の定める組織区分(内部組織の構成等により必要があると認め</p>

て補償事務主任者を置く組織区分を定め、当該組織区分ごとに、それぞれの組織に属する職員のうちから補償事務主任者を指名しなければならぬ。

2 (略)

(警察官等に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例)

第三十二条 補償法第二十条の二の人事院規則で定めるものは、皇宮護衛官、海上保安官補、刑事施設の職員、少年院又は少年鑑別所の職員、入国警備官、税関又は沖縄地区税関の職員、麻薬取締官、漁業監督官、内閣府沖縄総合事務局又は国土交通省地方整備局若しくは北海道開発

る場合にあつては、当該組織区分を細分した組織区分)ごとに、それぞれの組織に属する職員のうちから補償事務主任者を指名しなければならぬ。

2 (略)

(警察官等に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例)

第三十二条 補償法第二十条の二の人事院規則で定めるものは、皇宮護衛官、海上保安官補、刑事施設の職員、入国警備官、麻薬取締官、漁業監督官、内閣府沖縄総合事務局又は国土交通省地方整備局若しくは北海道開発局に所属し、河川又は道路の管理に従事する職員、警察通信職

局に所属し、河川又は道路の管理に従事する職員、警察通信職員（人事院が定める職員に限る。）、国土交通省地方整備局に所属し、港湾及び航路の管理又は海洋の汚染の防除に関する業務に従事する職員（人事院が定める職員に限る。）及び国土交通省地方航空局に所属し、消防救難業務に従事する職員（人事院が定める職員に限る。）とし、同条の人事院規則で定める職務は、職員の区分に応じ、次の表に定める職務とする。

職員	一・二 (略)	三 少年院又は
職務	(略)	在院者又は在所者の看守

員（人事院が定める職員に限る。）及び国土交通省地方航空局に所属し、消防救難業務に従事する職員（人事院が定める職員に限る。）とし、同条の人事院規則で定める職務は、職員の区分に応じ、次の表に定める職務とする。

職員	一・二 (略)	三 入国警備官
職務	(略)	一 入国、上陸又は在留に

六 麻薬取締官	五 税関又は沖 縄地区税関の 職員	四 入国警備官	少年鑑別所の 職員
一 麻薬及び向精神薬取締	の調査 び貨物割に関する犯則事件	一 入国、上陸又は在留に 関する違反事件の調査 二 収容令書又は退去強制 令書の執行 三 入国者収容所、収容場 その他の収容施設の警備	又は護送

	四 麻薬取締官
三 麻薬、向精神薬、大	一 麻薬、向精神薬、大 麻、あへん又は覚醒剤に 関する犯罪の捜査 二 麻薬、向精神薬、大 麻、あへん又は覚醒剤に 関する犯罪に係る犯人又 は被疑者の逮捕又は護送 二 収容令書又は退去強制 令書の執行 三 入国者収容所、収容場 その他の収容施設の警備

法（昭和二十八年法律第十四号。以下「麻向法」という。）第五十四条第五項に規定する罪に係る事件の捜査

二 麻向法第五十四条第五項に規定する罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は護送

三 麻向法第五十四条第五項に規定する罪に係る勾引状、勾留状又は収容状の執行

麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪に係る勾引状、勾留状又は収容状の執行

十一 国土交通	<p>十 国土交通省 地方整備局に 所属し、港湾 及び航路の管 理又は海洋の 汚染の防除に 関する業務に 従事する職員 (人事院が定 める職員に限 る。)</p>	七〇九 (略)
空港又はその周辺におけ	<p>一 豪雨等異常な自然現象 により重大な災害が発生 した場合における港湾又 は航路の応急作業 二 天災、危険物の爆発そ の他の異常事態の発生時 における海洋の汚染の防 除</p>	(略)

	<p>八 国土交通省 地方航空局に 所属し、消火 救難業務に従 事する職員 (人事院が定 める職員に限 る。)</p>	五〇七 (略)
	<p>一 航空機その他の物件の 火災の鎮圧 二 天災、危険物の爆発そ の他の異常事態の発生時 における人命の救助又は 被害の防禦<small>ぎよ</small></p>	(略)

省地方航空局に所属し、消火救難業務に従事する職員（人事院が定める職員に限る。）	る次に掲げる職務 一 航空機その他の物件の火災の鎮圧 二 天災、危険物の爆発その他の異常事態の発生時における人命の救助又は被害の防御
---	--

(法令等の周知)

第三十四条 (略)

2 実施機関は、補償法及び補償法に基づく規則

の要旨、第八条第一項の規定により実施機関の長が指名した補償事務主任者の連絡先並びに第

--	--

(法令等の周知)

第三十四条 (略)

2 実施機関は、補償法及び補償法に基づく規則

の要旨並びに第二十四条の規定により実施機関が指定した病院、診療所、薬局又は訪問看護事

二十四条の規定により実施機関が指定した病院、診療所、薬局又は訪問看護事業者の名称及び所在地を適当な方法によつて職員に周知させなければならない。

業者の名称及び所在地を適当な方法によつて職員に周知させなければならない。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年〇月〇日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一六―〇―八一

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（葬祭補償の金額）</p> <p>第三十一条 葬祭補償の金額は、<u>三十三万円</u>に平均給与額の三十日分に相当する金額を加えた金</p>	<p>（葬祭補償の金額）</p> <p>第三十一条 葬祭補償の金額は、<u>三十一万五千元</u>に平均給与額の三十日分に相当する金額を加え</p>

額とする。

2
(略)

た金額とする。

2
(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則一六〇の規定は、令和八年四月一日から適用する。

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）に基づき、人事院規則一六一三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年三月三十一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一六一三―五一

人事院規則一六一三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六一三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(奨学援護金の支給)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>第十六条 奨学援護金の額は、次の各号に掲げる</p>	<p>(奨学援護金の支給)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>第十六条 奨学援護金の額は、次の各号に掲げる</p>

額の合計額とする。

一 (略)

二 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者にあつては、一人につき月額二万六千円

三 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（人事院が定める者に限る。）若しくは公共職業能力開発施設等に準ずる施設

額の合計額とする。

一 (略)

二 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者にあつては、一人につき月額二万一千円

三 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（人事院が定める者に限る。）若しくは公共職業能力開発施設等に準ずる施設

における教育訓練等を受ける者（人事院が定める者に限る。）にあつては、一人につき月額三万三千円

四 大学、高等専門学校の第四学年、第五学年
若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程
若しくは専攻科に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（前号に規定する者を除く。）若しくは職業能力開発総合大学校における職業訓練を受ける者
若しくは公共職業能力開発施設等に準ずる施設における教育訓練等を受ける者（前号に規定する者を除く。）
にあつては、一人につき月額三万九千円

における教育訓練等を受ける者（人事院が定める者に限る。）にあつては、一人につき月額二万円

四 大学、高等専門学校の第四学年、第五学年
若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程
に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（前号に規定する者を除く。）
若しくは職業能力開発総合大学校における職業訓練を受ける者若しくは公共職業能力開発施設等に準ずる施設における教育訓練等を受ける者（前号に規定する者を除く。）
にあつては、一人につき月額三万九千円

(就労保育援護金の支給)

第十八条 (略)

2 (略)

3 就労保育援護金の額は、保育所等に預けられている者(以下「保育児」という。)一人につき月額一万三千円とする。

4 (略)

(就労保育援護金の支給)

第十八条 (略)

2 (略)

3 就労保育援護金の額は、保育所等に預けられている者(以下「保育児」という。)一人につき月額八千円とする。

4 (略)

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。